

平成30年9月18日

和解仲介の結果の公表について

原子力損害賠償紛争解決センター 総括委員会
総括委員長 須藤 典明
総括委員 橋本 副孝
総括委員 高田 裕成

当センターにおける和解仲介の結果の公表を、和解仲介業務規程第30条第2項に基づき、以下の通りウェブページ上で行う。これにより、当センターで実施されている和解仲介の結果が広く知られ、被害者に対する東京電力の損害賠償がより迅速・適切に行われることに資することを期待する。

公表の対象は、成立した和解の和解契約書及び和解案提示理由書並びに仲介委員が提示したが和解成立に至らなかった和解案及び和解案提示理由書とする。ただし、事案の内容、公表についての当事者の意見を踏まえ、当委員会が公表の必要がない又は公表するのが不適切と判断するものを除く。

和解仲介は原則として個別事案を対象として行われることから、上記各書面において一般的な基準が表明されていても、それらの意義及びその適用範囲については、自ずと限界がある。これらについて、後の和解仲介において参考とするかどうかは、後の担当仲介委員の判断に委ねられる。この点において、和解仲介において参照される共通基準として当委員会が採用する総括基準とは異なる意義を有する。

また、仲介委員が和解案を提示しなかった場合において、事案の内容、公表についての当事者の意見その他の事情にかんがみて、事案の概要を公表するのが適切と判断するときは、事案の概要を公表する。

上記いずれの場合においても、公表に際しては、被害者が特定されないように適切な措置を講じる。

以上